

北海道内部統制推進員会議設置要綱

(目的)

第1条 北海道の適正な事務執行に向けた取組（内部統制制度）の円滑な推進を図るため、北海道内部統制推進員会議（以下「推進員会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進員会議は、次の事項を所掌する。

- (1) 内部統制制度に係る情報の共有に関すること。
- (2) 不適正事務発生時における組織上のリスクへの対応に関すること。
- (3) その他適正な事務執行に関すること。

(組織)

第3条 内部統制推進員は、別表1に記載する職にある者をもって充てる。

2 総括内部統制推進員（以下「総括推進員」という。）は総務部イノベーション推進監をもって充てる。

3 総括推進員は、必要に応じ、推進員以外の者に対し、会議への出席を求めることができる。

(推進員会議)

第4条 適正な事務執行に関し、推進員相互の連絡調整を図るため、必要に応じ推進員会議を開催する。

2 推進員会議は、総括推進員が招集する。

3 第2条第2号に基づくリスク対応を行うときは、総括推進員の指示の下、内部統制推進員及び別表2に掲げる内部統制制度上の共通業務所管部局を招集し、対応にあたるものとする。

(事務局)

第5条 推進員会議の事務局は総務部イノベーション推進局行政マネジメント推進課に置く。

(推進員会議の見直し等)

第6条 この推進員会議は、社会経済情勢の変化や開催実績等を勘案し、隨時、効率的な開催方法の見直し等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進員会議の運営に関し必要な事項は総括推進員が別に定める。

(附 則)

この要綱は令和6年10月30日から施行する。

(附 則)

この要綱は令和7年4月1日から施行する。

別表 1

所属	内部統制推進員
総務部	次長
総合政策部	次長
環境生活部	次長
保健福祉部	次長
経済部	次長
農政部	次長
水産林務部	次長
建設部	次長
出納局	次長
総合振興局	副局長（地域創生部・保健環境部・産業振興部担当）
振興局	副局長（地域創生部・保健環境部・産業振興部担当）

別表 2

道における内部統制制度上の 共通業務所管部局	総務部総務課 総務部行政局文書課 総務部イノベーション推進局行政マネジメント推進課 総務部イノベーション推進局情報政策課 総務部イノベーション推進局財産活用課 総務部人事局人事課 総務部財政局財政課 出納局財務指導課
---------------------------	---